

空 調 夏 期 契 約
(豊岡地区)

〈選択約款〉

2026年3月1日実施

豊岡エネルギー株式会社

目 次

1. 目 的	1
2. この選択約款の変更	1
3. 用語の定義	1
4. 適用条件	2
5. 契約の成立	2
6. 料 金	3
7. ハイパワーエクセル割引制度	3
8. ハイパワーエクセル割引の精算	4
9. そ の 他	4
付 則	4

(別 表)

1. 料金の算定方法	5
2. 料金表 1 (空調夏期契約第一種)	5
3. 料金表 2 (空調夏期契約第二種)	6
4. 料金表 3 (空調夏期契約第三種)	6
5. ハイパワーエクセル割引単価	7

1. 目的

この選択約款は、当社の製造供給施設の効率的な使用に資することを目的といたします。

2. この選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他の選択供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「空調機器」とは、消費機器のうちエネルギー源としてガスを使用する空調用または冷却用熱源機をいいます。
- (2) 「ハイパワーエクセル」とは、空調機器のうち、運転時に発電する電力を機器の外部に供給するガスエンジンヒートポンプ方式のものをいいます。
- (3) 「契約使用可能量」とは、空調用または冷却用熱源機の単体の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値（小数点以下切り捨て）の合計をいいます。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。
- (4) 「契約ハイパワーエクセル使用可能量」とは、ハイパワーエクセルの単体の定格入力（キロワット）を標準熱量（メガジュール）で除し3.6を乗じた値（小数点以下切り捨て）の合計をいいます。ただし、1立方メートル未満の場合は1立方メートルとします。

- (5) 「ハイパワーエクセル使用比率」とは、契約ハイパワーエクセル使用可能量を契約使用可能量で除した値（パーセント表示で、小数点以下切り上げ）をいいます。
- (6) 「適用期間」とは、4月検針分から11月検針分までをいいます。
- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法に基づき消費税が課される金額に、消費税法に基づき税率を乗じて得た金額、及び地方税法に基づき地方消費税が課せられる金額に地方税法に基づく税率を乗じて得た金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8) 「単位料金の調整」とは、当社が別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は一般ガス小売供給約款（豊岡地区）23の規定により、本選択約款別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定することをいいます。
- (9) 「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。なお、この選択約款においては10パーセントといたします。
- (10) 「割引後基準単位料金」とは、(5)に基づきお客さまごとに定めるハイパワーエクセル使用比率に応じて別表に定めるハイパワーエクセル割引単価を、各基準単位料金から差し引いたものをいいます。

4. 適用条件

お客さまは、次の全ての条件を満たす場合には、当社にこの選択約款による契約を申し込むことができます。

- (1) お客さまは、空調機器のエネルギー源としてのガス使用量を算定する専用のガスメーターを設置すること。
- (2) 設置する空調機器に基づいて、契約使用可能量を定めることができる需要であること。

5. 契約の成立

- (1) お客さまは、この選択約款に基づき適用する料金その他の供給条件を定めた空調夏期契約第一種、空調夏期契約第二種または空調夏期契約第三種（以下「空調夏期契約種別」といいます。）のいずれかを当社と契約していただきます。
- (2) お客さまは、新たにこの選択約款に基づき、ガスの使用を申し込む場合または、契約更改に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。
- (3) 契約期間は次の期間といたします。
 - ① 新たにガスの使用を開始した場合は、料金の適用開始の日からこの選択約款に基づく契約を解約、その他の事由により終了した日までといたします。
 - ② 当社との他の契約の解約と同時に、この選択約款を適用する場合は、解約した契約の解約日の翌日からこの選択約款に基づく契約を解約、その他の事由により終了した日までと

いたします。

- (4) この選択約款に基づく契約を解約し、同一需要場所で一般ガス小売供給約款（豊岡地区）に基づく契約もしくは他の選択約款に基づく契約の申し込みをされた場合、または一般ガス小売供給約款（豊岡地区）に基づく契約もしくは他の選択約款に基づく契約を解約し、同一需要場所でこの選択約款に基づく契約の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が解約の日から1年に満たない場合には、当社は、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による場合は、この限りではありません。
- (5) 当社は、お客さまがこの選択約款または当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

6. 料 金

- (1) 当社は、空調夏期契約第一種には別表の料金表1を、空調夏期契約第二種には別表の料金表2を、空調夏期契約第三種には別表の料金表3を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日（初回検針日が一般ガス小売供給約款（豊岡地区）16（2）の①の場合は初回検針日を含みます。）とし、初回定例検針日までの期間については、一般ガス小売供給約款（豊岡地区）の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款に基づく契約の解約と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表に基づき料金を算定いたします。

7. ハイパワーエクセル割引制度

- (1) この選択約款を適用されているお客さまで、ハイパワーエクセルを設置し、使用しているお客さまに対しては、3（10）の割引後基準単位料金を適用いたします。
- (2) この割引制度は夏期にのみ適用いたします。
- (3) ハイパワーエクセル割引制度を適用する場合は、一般ガス小売供給約款（豊岡地区）23及び別表2の基準単位料金を割引後基準単位料金に置き換えます。
- (4) ハイパワーエクセル割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただき、契約ハイパワーエクセル使用可能量を契約にて定めるものといたします。

8. ハイパワーエクセル割引の精算

7の条件を満たさずに、7の割引制度を適用されていた場合には、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、割引制度を適用せずに算定した料金総額に103パーセントを乗じた額（小数点以下切り捨て）に消費税等相当額を加えたものと、すでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

9. そ の 他

その他の事項については、一般ガス小売供給約款（豊岡地区）を適用いたします。

付 則

1. 本選択約款の実施期日

本選択約款は、2026年3月1日から実施いたします。

(別 表)

1. 料金の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 基本料金は、定額基本料金と流量基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約使用可能量を乗じた額といたします。なお、夏期の流量基本料金算定の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 従量料金は、基準単位料金または一般ガス小売供給約款（豊岡地区）23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、夏期についてその計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

2. 料金表1（空調夏期契約第一種）

適用期間内

(1) 定額基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	48,556.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	-------------------------------

(2) 流量基本料金単価

1立方メートルにつき	1,343.10円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	------------------------------

(3) 基準単位料金

1立方メートルにつき	101.00円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款（豊岡地区）23の規定により定めた1立方メートル当たりの単位料金といたします。

適用期間外

適用期間外については、一般ガス小売供給約款（豊岡地区）の料金表に基づき料金を算定いたします。

3. 料金表 2 (空調夏期契約第二種)

適用期間内

(1) 定額基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	12,634.40円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	-------------------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,182.50円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	113.38円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

(4) 調整単位料金

(3) の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款 (豊岡地区) 23 の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

適用期間外

適用期間外については、一般ガス小売供給約款 (豊岡地区) の料金表に基づき料金を算定いたします。

4. 料金表 3 (空調夏期契約第三種)

適用期間内

(1) 定額基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3,308.60円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	1,020.80円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	------------------------------

(3) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	121.84円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

(4) 調整単位料金

(3)の基準単位料金をもとに一般ガス小売供給約款(豊岡地区)23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

適用期間外

適用期間外については、一般ガス小売供給約款(豊岡地区)の料金表に基づき料金を算定いたします。

5. ハイパワーエクセル割引単価

(1) 適用区分

割引単価表1 ハイパワーエクセル使用比率が1パーセントから35パーセントまでの場合に適用いたします。

割引単価表2 ハイパワーエクセル使用比率が35パーセントを超え70パーセントまでの場合に適用いたします。

割引単価表3 ハイパワーエクセル使用比率が70パーセントを超える場合に適用いたします。

(2) 割引単価表

① 割引単価表1

	第一種	第二種	第三種
1立方メートル につき	1.50円 (消費税等相当額を 含みます。)	1.85円 (消費税等相当額を 含みます。)	2.08円 (消費税等相当額を 含みます。)

② 割引単価表2

	第一種	第二種	第三種
1立方メートル につき	2.51円 (消費税等相当額を 含みます。)	3.08円 (消費税等相当額を 含みます。)	3.47円 (消費税等相当額を 含みます。)

③ 割引単価表3

	第一種	第二種	第三種
1立方メートル につき	3.59円 (消費税等相当額を 含みます。)	4.40円 (消費税等相当額を 含みます。)	4.95円 (消費税等相当額を 含みます。)